

【各論】

『土芥寇讎記』、『諫懲後正』評者の思想に関する一考察

——『武家勸懲記』の引用から——

小田 真裕

はじめに

『土芥寇讎記』、『諫懲後正』の作者・編者像は、二〇〇三年度、二〇〇五年度の日本社会史特論を通して、様々な側面から分析されている。今年度の講義において、筆者が所属する第二班は、両書の評者がそれぞれ、家中の仕置や藩政重視（『土芥寇讎記』）、幕府役職への注目や公儀務め重視（『諫懲後正』）という観点から論を展開していると指摘した。しかし、両書の参照関係を懐疑的に捉える意見（矢森）や、ある大名の項で用いられた文言が一方の書では別な大名の項に転用される例がみられるという指摘（小関）が示されている。また、現時点では『武家勸懲記』や、他の大名評判記の検討が不十分なため、各書独自の記載箇所が明らかでない。つまり、特徴的な記述があったとしても、それが評者の思想を示すものか、他書からの又引きかを判別出来ないのである。

右の課題を克服する為に、本稿は『武家勸懲記』、『土芥寇讎記』、『諫懲後正』に共通して取り上げられている大名について、三書の記述を対照し、新規の加筆箇所を措定する。そして『土芥寇讎記』、『諫懲後正』の評者の思想的特徴を考察し、今後、他の大名評判記との関係を検討する際の素材にすることを目的とする。

一 評以外の記載

本稿が分析の対象とする、三書に共通して記載されている大名は、

後掲の表に掲げた三〇大名である。本節では、評者像を分析する前提として、本文同士の相違を検討する。それぞれの大名評判記は、本文を踏まえて評者が論じるという形式を採っているため、本文の異なる評判記からは、評をそのまま引用することが難しい。つまり、同じ大名に関する評が異なっている場合、それが評者の思想的相違に起因する以外に、本文同士の差異に由来する場合が考えられる。また、『武家勸懲記』が作成された延宝三（一六七五）年から、『諫懲後正』が作成された元禄一四（一七〇一）年までの二六年間に起きた出来事や、大名自身の方針転換といった、作成時期の差に留意する必要がある。

表に示したように、『武家勸懲記』と『諫懲後正』を比較すると、本文がほぼ一致している大名が多く、前者の記述を後者が否定している例は極めて少ない。後者において削除された内容も、大半は『武家勸懲記』で大名評価の参考として挙がっていた、当該大名の父に関する情報や、執政に際して家臣が後見したり、他大名が助言しているという内容である。この要因としては、延宝三年時に若年だった大名が、成長後の元禄一四年には直仕置を行うといった時期差による実態の変化も考えられる。「今大禄トナリテ」の「今」を削除し「大禄トナリテ」に変更したり（土井利益）、『武家勸懲記』の「近年」をそのまま「近年不如意」と引用した例（織田信久）に現れているように、『諫懲後正』本文は、『武家勸懲記』本文を基本に、時間の経過によって矛盾するようになった内容に関して、その変化を反映させたと考えられる。

次に、『諫懲後正』本文で新たに加えられた内容を検討する。若将ゆえに不詳とされていた行跡に関する記述以外では、文武の嗜みや勤行（「勤候」）など、『武家勸懲記』でも他大名の項では記されていた内容を、当該大名についても新たに記載している例がある。情報源や根拠は不明だが、これら文武・生得・行跡・勤行などが、『武家勸懲記』・『諫懲後正』でともに記載すべき要素と考えられていることが分かる。また、『武家勸懲記』作成後の出来事と考えられる

内容として、世間の風聞や、勝手不如意に関する記述が追加されている。特に勝手不如意は、『土芥寇讎記』にみられない内容も含まれている。『諫懲後正』本文の特徴として、勝手向に関する記述の詳細さを指摘したい。

一方、『土芥寇讎記』も『武家勸懲記』本文をそのまま引用したり、「若年」を「若年之比ヨリ」と訂正して引用するなど（松平淡路守源定直）、本文は『武家勸懲記』から大きな影響を受けている。しかし、『武家勸懲記』、『諫懲後正』両書で注目されていない内容も記されている。そのひとつが、浪人の多さや家老による執政の様子などの、家中の動向に関する記述である。津軽信政の項では、信政が山鹿素行を寵愛しているということを、信政が古来の家老を退け、家中が二分しているという観点に引き付けて記している。『土芥寇讎記』本文には、家中という視点が前面に押し出されているのである。

また、文武の嗜みに関して『武家勸懲記』の内容を訂正している箇所があるが、その際に「儒医且学者等傍徘徊」（藤堂高久）、「軍者ヲ招キ、兵術ヲ聞フ」（織田信久）などの根拠を示している。『武家勸懲記』に記されていない新情報として旧記・記録・軍書・儒書といった書物の集積を挙げたり、先に述べた津軽信政を学問の質という面から批判しているように、『土芥寇讎記』本文の特徴として、文武、就中、文道について詳細な記述をしている点を指摘する。

それでは、『土芥寇讎記』本文から『諫懲後正』本文への影響はあったのだろうか。本稿では、他の大名評判記を分析していないため結論を示すことは出来ないが、見通しを含めて二点述べる。

①書物の集積や学問の内容（特に兵法・軍学）について。『武家勸懲記』は言及が少ない。表中には、『土芥寇讎記』が『武家勸懲記』本文を踏襲しているにもかかわらず、『諫懲後正』が書物の集積について新たに記載している事例がある。『諫懲後正』は『武家勸懲記』本文をそのまま引用し、『土芥寇讎記』で修正された情報を踏まえていない場合もあり、情報の正確さについて留保が必要だが、『武家勸懲記』に比して、他の二書では書物や兵法・軍学への関

心が高いことは確実である。

②『諫懲後正』本文が『土芥寇讎記』を参照しているかという点について。津軽信政に関する本文を比較すると、『諫懲後正』は山鹿素行に関する記述は無いが、信政の軍学志向を『武家勸懲記』本文に加えている。両者の引用関係は不明だが、『土芥寇讎記』本文が『武家勸懲記』本文に追加した情報には、『諫懲後正』本文の作者も知っていた内容がある。

二 評の記載

本節では、前節で検討した本文の相違を踏まえ三書の評を対照させることで、評者の特徴を分析する。

評においても本文と同様に、『武家勸懲記』と一致する箇所は『諫懲後正』の方が『土芥寇讎記』よりも多い。また、本文について論じるという評の文言自体が『武家勸懲記』からの引用という場合が両書ともに散見する。しかし、本文自体が『武家勸懲記』と一致していれば、内容は矛盾しない。この場合は、むしろ本文同士の間関係によって評が一致したと捉えるべきである。ただ、『諫懲後正』の評は、『武家勸懲記』からの引用と新情報の区別を明示している場合が多い。例えば、「今定重…」と『武家勸懲記』成立以後の情報を追加し、論を加えている。また、本文に情報が追加された大名の項では、『武家勸懲記』評と本文を記して『諫懲後正』本文のうち『武家勸懲記』と共通する要素について論じた後、「爰二本文ノ末…」と追加要素について論じることで『諫懲後正』本文についての評を成立させている。こうした記載様式からは、『諫懲後正』評者が読者として『武家勸懲記』の内容を知っている人々を想定していることが窺える。一方、『土芥寇讎記』にも『武家勸懲記』の評が多く引用されているが、新たな例示や情報を途中に挿入しているように、引用を明示する意図は窺えない。つまり、他の大名評判記を前提とせず、『土芥寇讎記

記』単独で成立しうる体裁を整えているのである。

次に、本文に記載が無い、両書の評者が独自に加えた情報を検討する。『土芥寇讎記』では、藤堂高久の「東叡山御座之間警護」、上杉家ハ、臣ノ威強シ」という沙汰(上杉綱憲)、津軽家の家老の執政、分部信政の「臣ハ、忠臣ト云ベシ」という内容などが該当する。第一班が報告したように、『諫懲後正』にも家臣に関する記述は見受けられる。ただ、その指摘にあるように、「出頭人」や「渡り侍」、「浪人」に関する記述は『土芥寇讎記』に比して少ない。『武家勸懲記』も含めたそれぞれの成立時期を考慮すると、『土芥寇讎記』評者が、大名家中のあり方に深い関心を抱いていたと考えられる。また、『土芥寇讎記』評者は水野忠直について、加助騒動を受けて一揆との関係から論じている(『土芥寇讎記』の基礎的研究)所収の山田論文参照)。しかし、『諫懲後正』は、この点に一切言及しない。また、織田信久は、元禄期以前から続く藩財政の危機によって、領内で元禄一二(一六九九)年に支配替えを要求する駕籠訴が起こっている。しかし、『諫懲後正』評者は一揆に言及せず、内証不如意の理由として「公勤私用訪尋之節義」を挙げて本文の批判を懐柔した『武家勸懲記』の評を引用している。一方、『土芥寇讎記』評者は「公勤私用訪尋之節義」に言及せず、奢りを原因と捉え、奸智という大名の資質を批判している。評者が、「公勤私用」という側面が内証不如意に影響しうることを知らないとは考えられず、より藩政を重視している故の評価と考えられる。

この点に関して、『諫懲後正』評者が、内証不如意の理由を詳細に記していることが注目される。本文に加わった内証不如意の情報について、佐竹義処の項では「近年打続類火」毎の普請、息女縁辺の支度を、有馬頼元の項では火難、「近年儉約トイへ共、物事大様ナリト」いう伝聞を記している。また松平光永の項は、本文では財政面について記されていないが、評者は世間の出合を禁じ内証不如意を避けた「遠慮ノ仕置」を記し、高い評価を与えている。この他に、国替・普請(西尾忠成)も理由として挙げている。『諫懲後正』評者

は、大名の財政面に強い関心を抱いている。その際、財政難から必ずしも大名の資質を批判せず、様々な面での出費があることを当然視していることは、当班が第二回報告で指摘した公儀勤め重視という『諫懲後正』評者の特徴と合致する(「総論」参照)。こうした認識ゆえに、財政面で成功している大名は高い評価を与えられる。

また、例示や引用書の特徴からは、『土芥寇讎記』評者が兵学の影響を強く受けていると考えられる。これは既に『研究』所収の綱川論文が指摘している点だが、別表のように『諫懲後正』は『武家勸懲記』評における書物の引用をそのまま受け継いでいるのに対し、『土芥寇讎記』では更に例示を増加させている事例がある。武田勝頼や細川清氏を比較の素材とした(水野忠直、溝口宣広)、「神書軍法」について紹介する(鍋島直之)などの兵学書あるいは軍記物に由来すると考えられる引用は、他二つの大名評判記では当該大名の項にはみられない。評者の学問受容については、自己の問題意識に合わせた学問受容という指摘(小関)がある。今後、他の大名評判記も含めて、検討を重ねていくことが必要である。

おわりに

最後に、『土芥寇讎記』および『諫懲後正』評者の論調から、思想的特徴を指摘する。

まず、歌道の位置付けについて。前者では「歌道ハナシトモ苦シカラジ：少シ心得ザルモ、田夫ニシテ口惜」(石川昌勝)とされているように、大名の詠歌は必要不可欠と捉えられていない。一方、後者は主将の慰みの第一(毛利綱元)とされている。ともに主将の本質でないという点で共通しているが、後者では風雅も必要とされている。

二点目に、理想とする藩政のあり方が異なっている点を挙げられる。前者では、若年時に家老らが政道を執行することは否定されないが、年を経ても大名が政事に携わらない場合は批判の対象となる

(上杉綱憲)。合議ではなく、「家臣二任ゼラル、事不可トスベキ者か」(有馬頼元)というように、大名の資質として政事能力を重視している。藩主直仕置を評価する視点から、出頭人は否定され、家老についての情報も詳しく記されている。対して、『諫懲後正』は出頭人への評価が寛容(津軽信政)である。また、第一班によると、大名成長後に家臣が政道を執行していた場合も、その内容次第で肯定的評価を与えている事例が多い。この相違は、『武家勸懲記』・『諫懲後正』の二書と、『土芥寇讎記』評で対照的である。

本稿は、同一大名の記述を対照する作業を通じて、『土芥寇讎記』、『諫懲後正』の評者像を検討した。その結果、当班「総論」に示された、家中の仕置や藩政重視(『土芥寇讎記』—幕府役職への注目、公儀務め重視(『諫懲後正』)という主張を補強する結果が得られた。本稿の分析結果を加えると、

・ 『土芥寇讎記』評者：家中・藩政重視、直仕置しうる政事能力を重視

・ 『諫懲後正』評者：公儀務め重視、他の大名との関係・幕政との関わりを踏まえた藩政を理想視
という差異が指摘出来る。

この要因については、さらなる検討が必要だが、本稿は『土芥寇讎記』評者が兵学書や軍記物から様々な武将の例を引用していることに注目したい。『諫懲後正』評者は、勝手不如意など藩政面からは失政といえる事態を武将の資質と直結させず、様々な要因に言及した上で主将の資質を論じている。幕藩体制という枠組みを踏まえ、その秩序に適合的な武将像という側面から評を展開している。一方、『土芥寇讎記』評者は、古今の武将を当該期の大名と比較している。評者は、当時を泰平の御世と捉えており、『太平記』の時代や戦国の世とは異なっていることを認識している。しかし、時代性を考慮した読み替えをしつつも、普遍的な武将・主君像から論を展開しているのである。

二〇〇五年度講義における各班の報告では、『諫懲後正』と『武家

勸懲記』の類似点が注目される一方、『諫懲後正』と『土芥寇讎記』の相違点が強調されてきた。本稿で検討した、『諫懲後正』が『武家勸懲記』の記述を変更した部分への注目は、元禄期に編纂された二つの大名評判記の共通性を探る意図によるものである。『武家勸懲記』と元禄期に作成された二つの評判記の比較を通じ、時期を追うなかで新たに記載される要素や、大名の評価基準が多様化・細分化していく様相が窺えた。今後、他の大名評判記も視野に入れて、各評者の特徴、さらには時代性を捉えていくことが課題である。

【表】：三書共通に記載されている大名

『勸』の記載位置	『勸』本文	『勸』評	『土』本文の追加	『土』評	『諫』本文の追加	『諫』評
2-2 松平兵部太輔源昌親	「舎兄光通在世ノ時モ、政務ノ事々、常ニ家士ト等シク談セシム」	「武用」=「越前家ノ風葉」	「浪人スル者多シ」/舎兄との不和の原因である、「隠居後悔シ」養息を塾居させ、再び自身が領知したこと	養息塾居、兄弟不和を批判	ほぼ『勸』と同文	「文道」→「文武」以外は、『勸』を引用/「近年」の嫡子に関する、「世間ノ唱へ有」を追加
2-3 松平讃岐守源頼常	文武を「サノミ不学」、「猿楽ヲ好マル、ト見ヘタリ」	文武を「少々心懸有ト見ヘタリ」	『勸』とほぼ同文。「文学ナシトハ云ヘドモ、光国卿ノ御子ナレバ、曾テ無学ト云ニハ非ズ」と「武芸ヲ好ミ」を追加	文武を「少々心懸アリト云ヘバ頼母シ」、臣が君の非を諫める必要性を追加	『勸』本文に、「家ノ政道」、女色を追加	『勸』評を簡略化したものに、『中庸』の引用を追加し、身の慎みを要求
3-4 細川越中守源網利	「匹夫ニ到ル迄哀憐ヲ施シ、道有将」	「先祖代々ノ誉レヲ継テ、心意行跡共ニ、道有将」	利根過、武芸・武道の嗜み、「其身勇力」あり、「以前ハ相撲ヲ好ミ」、近年停止したことを追加	冒頭部が『勸』評と酷似、「此将」→「一国之守護トシテ」。過半が相違。文武について論じる	『勸』本文に、「万事理弁ニ叶ヒ」を挿入	ほぼ『勸』評と同文。臣を使う道について論じる
4-1 松平安芸守源網長	「未若年」故に、祖父紀伊守光晟が隠居後も後見する。光晟の仕置きは良くない。	光晟による家士の知行減少策を批判。隠居後の執政は「是非論シカタシ」	「若年ノ時、家督相続シケル故」祖父が後見し、今でも続く。光晟について、ほぼ『勸』と同文	『勸』評を引用。隠居後の執政を「不可也」と評価	生得など『勸』と一致するが、飲酒・女色など情報量増加。光晟の後見について言及せず	『諫後』本文について論じる。「伝曰」として、父網晟・祖父光晟について言及。光晟は『勸』と同文。隠居後のについて言及せず
4-5 松平伊予守源網政	網政は「文武ニ志シ」。父光政が「世ニ隠レナキ学	網政が光政の「ユツリヲ請得テ、忠孝ヲ専ラトシ、仁政ヲ施	『勸』と相違。網政が、山積みの儒書・軍書を	『勸』評の仁に関する引用を又引き。『土』本文を	ほぼ『勸』と同文。光政の後見についても同	『勸』を引用した後、「本文ノ末」の女色について、子息の逝去が多いことで

	士」、隠居後も「後ニアリテ補佐」	サルハ」	見ず、「婆娑羅動樂」で坂部三十郎と親しい。女色が甚だしい。学者の子なのに、不学文盲は珍しいとの風聞	受け、綱政＝「不埒之将」ゆえに、「臣等、心ヲ正クシテ政道スベシ」。父に似ず、文盲な例は古今に多い	文。女色を追加	「世ノ唱へ」が悪いことを追加
5-2 藤堂和泉守藤原高久	「文道ヲ不学、武法ヲ心掛」	文理不学という点で評価を落とす。祖父高虎が、小禄から高禄に「立身」した事を記す	「自儒書ヲ不レ読ドモ、常ニ儒医且学者等傍徘徊」、「旧記・記録ヲ好み、武法を嗜み、「兵術」を志向	「本文之記録…定難」いが、「世上之批判、皆如ニ本文」なので疑い無い。去る年の、東叡山御座之間警護の際の出来事を、「軍術之一徳」として評価	『勸』本文に、「国家ノ仕置」について追加	ほぼ『勸』と同文。高虎の軍功を、より詳細に記す。
5-5 佐竹右京大夫源義処	生得悠然。父義隆の「善徳」故に、「今以テ政道順也ト云云」	「父祖之徳行子孫ニ及ブ」という認識、義処が生得悠然という点から将来に楽観的観測	義隆の「前徳」故に「家民安全ナルか」。「生得賢々敷」。近年勝手不如意と称し、「内証ノ付届、悉半分ニ減少ス」、女色故に妾の出産した女子が早世、息義林の吝嗇を追加。	『土』本文から、「主将之器ニ非ズ」ことを論じる。義林にも言及	『勸』と同文だが、義隆についての記載を削除。「手前不如意」を追加。	『勸』評を引用した後、「爰ニ本文ノ末」として追加を明示し、手前不如意が「近年打続類火」毎の普請、息女縁辺の支度によると「聞ユ」と理由を記す
6-1 有馬中務大輔頼元	若将の為、家臣が仕置き。酒井雅楽頭の助言を受ける	「雅楽頭へ内通ノ事カシコシ、此将ノ異見ニ於テ、滞リ有ヘカラス」。先年、舎兄玄蕃頭頼則時代の有馬四郎兵衛	『勸』本文から、「弓馬」→「馬」に、生得「慈悲深」などが追加。以前は酒井雅楽頭忠	『勸』評を、酒井忠清に関する記載、家臣名などを省略して引用。政道を「家臣ニ任ゼラル、事不可ト	『勸』本文から、酒井忠清の助言に関しての記載を削除、家中穏和、手前不如意を追加	『勸』本文から、「幸ス」→「達ス」に、「此外」として家臣名を省略。「亦」、手前不如意の理由として火難、「近年儉約トイヘ共、物事大様ナリト云云」

		の悪政批判。家臣名を詳細に記す	清に内証を窺った。死後は「自分ニ政道スレドモ僻事ナシ」	スベキ者か」		を追加
6-3 上杉弾正大弼藤原綱憲	若年。「其相、和順」。家臣が政道を執行し、公私の用事を吉良上野介へ窺っている	伊勢守長之という旗本が、勤役を専らとし、「小身タレ共」侍従に任ぜられたことを、「同名タルニ依テ」記す	『勅』本文の要素に、才智、文武嫌いを追加。若年時の相続故に、吉良上野介が後見した。今も老臣等が政道を執行	今でも政道を家臣に執行させることは「事心得難シ」、「今上杉家ハ、臣ノ威強シト沙汰ス」。長之の話を削除。	『勅』・『土』本文と相違。情報量増加。「文武ヲ少々心懸、武法ヲ嗜ミ」、「勤行不怠」などを追加	『諫後』本文を受け、「良将」と評価。若年時、「其相和順」。『勅』評に、「今以…」の一文を追加
7-2 松平淡路守源定直	若年。「常々家臣ヲ招テ、家國ノ安否ヲ正」す。利根発明。	「生得繁賢」。「愚昧」だったら、父の諫めを受け容れない、「若将ニハメツラン」い将である	『勅』とほぼ同文。「生得繁賢」→「生得敏賢」、「若年」→「若年之比ヨリ」に	『勅』評を省略し、ほぼ同文を引用。父の諫めを受け容れるのは、「当時ノ主将ニ」は珍しい	『勅』の「家臣を招テ…」が→「家士ニ哀憐有」に。「生得愚昧タルトノ世ノ聞へ」が追加	「二十歳ニ不足ノ時」の記述が、『勅』評と合致。「生得敏賢ナルニヤ、愚昧ナリト云へ共、実ニ愚昧ニアラス」
8-2 松平越中守源定重	「定頼、武勇ヲ好ミ、弓馬ノ嗜ミ専ラ」。「美小人ヲ愛ス」	本文を参照し、文武について論じる	『勅』本文から、「弓馬ヲ好ト云トモ、実理ヲ以、好ニ非ズ」、遊山一遍で、美小人好み、がひどい、文武不学、「近年御近臣ノ列ニ加リ」、人使いが悪く、「家士真実和順ニ非ズ」を追加	「去ル比、家士トモニ下知シ、猿樂ニ相雑」った際の非道に対する「世ノ批判」、中根中馬という軍使の侍の事例、近習の出頭人が訴えられたが、沙汰無しとなったことを記載	文道不学、「武勇ヲ好ミ、弓馬ヲ嗜ムコト専ラ」。『勅』に、「美女・大酒を追加	『勅』評を引用した後、「今定重…」として、「近年」少々、大酒を慎んでいること、以前、浪人が多かったことを追加
9-5 阿部対馬守安倍正森	「若将タル故ニ、国家ノ仕置、臣トシテ沙汰セシム	本文を受け、文武論を論じ、主従合体すべきことを説く	家民の仕置きは、幼少の頃から家臣が沙汰。	『土』本文を受け、文武不学、壮年に至っても自	『勅』本文に、「文道ヲ学フノ沙汰ナク」、	『勅』同様の文武論を記し、近士の者が友の罪を訴えた際の、正森の処置

	ルト云リ」。武道を志す		文武共に学ぶ沙汰なし。そのため、三浦・内藤・下宮らが「威強ク成テ奢」、「述懐スル者多シト聞フ」	ら政道を沙汰しないことを批判。姦曲の執事として、小栗美作を例示	「仁礼厚ク」、「法ヲ守リ」を挿入。「国家ノ仕置、家司トシテ執行」	および、父正次の記述を追加。
12-1水野隼人正源忠直	「文道ヲ不学、武法ヲ好ミ」、短慮	「血氣之勇」を批判	「文武共ニ不学、武芸ヲ好ミ」、短慮で人使い強い。『勸』本文に、祖父忠清が、或城普請の際などで人使いが厳しかったことを追加	『勸』評に、「民ニ辛ク当レバ…百姓必ズ一揆ヲ起」すという論を挿入。武田勝頼の例を示し、忠直が「細川清氏が氣質ニ似タリ」と記す	『勸』本文と同文	ほぼ『勸』評と同文
12-2土井周防守源利益	「今大禄トナリテ、身ニツ、シミ多ク、勤行専ラ」	舎兄大炊頭病中の沙汰を「理ニ過リ」と論じる。同名能州の諫言があることを記す	『勸』本文に、「和順ノ心ナク、吾ガ心ニ背クトキハ、辛キ沙汰アリ」を挿入	『勸』評と同文を引用し、家臣名を詳細に記す。その沙汰から、利益が「血氣之勇アルニヤ」と批判する	ほぼ、『勸』本文と同文。「今大録トナリテ」→「大禄トナリテ」に	ほぼ、『勸』評と同文
13-2石川主殿頭源昌勝	文道・歌道・氣質柔和・行跡静か・武道の沙汰無し・家士分限が多い	「道之心カケラル々沙汰ナシ」を批判。「歌道…少シハワキマヘサルモ口惜」	『勸』本文に、「仕置モ順ニシテ、非道ナシ」を追加	ほぼ『勸』評と同文。「歌道」→「歌字」、「道」→「武道」が変更。「歌道ハナシトモ苦シカラジ…少シ心得ザルモ、田夫ニシテ口惜」が追加。	ほぼ『勸』本文と同文	ほぼ『勸』評と同文
13-4松平丹波守源	文武不学・勇法を旨・心意実直・政	誉れもないが、善行ゆえに誹りも受け	「実直」→「直」以外は『勸』本	ほぼ『勸』評と同文。父光重の記載	『勸』本文と同文に、「善ノ中	『勸』評に、「今光永…」以下で、「伝聞」いた、世

光永	道順なため、家民能治まり、誉れもなく誹りもない	ず、自然と名誉高い。父光重も善将の誉れあり、「父子共ニ実性合一」の善将	文と同文	が削除	タリ」を追加	間の出合を禁じ、内証不如意を避けた「遠慮ノ仕置」を評価
14-3 仙石越前守藤原政明	「文道ヲ不学、武法ヲ心掛」。「家民之仕置、臣トシテ執行フ」	「臣等能守護センムルニ依テ、若将タレ共…所行法ニ叶フ」が、文理武法の心掛ないことが不足	『勸』本文と相違。「文武ニ心ザシ有」る。家臣の仕置き執行に言及せず	本文に、文武に志しありと記しているのが善である。「本文委細ナラザル故ニ、評ニ及バズ」	『勸』本文から、家臣の仕置き執行が削除され、「家国ノ政道穩順」、勤候などが追加	『勸』評と異なる。幼若時からの、「忠義ノ臣等」の守護故に、今も「所行正シ」い。父祖の時代の奢による不如意が、今の政明に至り、少し直り、内証調った
15-1 伊藤出雲守藤原祐実	文理不学・武法心掛・心意発明・行跡静か	中ノ善将	『勸』本文と同文。「文理」→「文武」に	文武の無いことを『韓非子』から批判スルガ、「誉モ非モナキハ、中ノ善将」。	『勸』本文に、仁義・礼・勤行が追加。「文理」→「文道」に	『勸』評と同文。「将」→「国ヲ治メ、一城ヲ守ル将」に
15-2 鍋島摂津守藤原直之	「少々神道ヲ志シ、和歌ヲ嗜む」。「美少人ヲ愛スル沙汰」	「女色ノ愛、他ニ開ユル程ニハ無用…是ハ、只、本文ニ依テノ批判」	ほぼ『勸』本文と同文	「往昔ハ、皆神道ヲ以」、政事・武道を行つたとして、「神書軍法」を紹介。「美少人ヲ愛セラルハ事、善ニハアラズ…害ナクバ、苦シカルマジ。是ハ本文ニ付テ論ズ」	『勸』本文と同文。「美少人」→「美女」に	ほぼ『勸』評と同文。『勸』評で「云々」とされている箇所には、「亦孝徳…」という引用を挿入
16-4 黒田甲斐守源長重	若年故に行跡不定。生得悠然。「家民ノ仕置、臣等執行ト云云」	父長興と舎兄筑前守の不和が、今光行代に至って順熟したことから、「案スル」	利発・生得悠然・行跡不義なし・文武沙汰無し・「家民ノ仕置、若年ノ年ヨリ今ニ至テ、家老ト談ジテ政道ス」	不和について言及せず。主君に文武を学ばせるべきという、家臣論を展開	文道不学・武道を専ら・生得悠然・行跡正しい・国家の政道順路・勤候・諸候ノ出合不怠・兵法を好む	『勸』評から、長興と筑前守忠之の不和を引用。『諫後』本文を受けた箇所を追加
17-33 溝口信濃守	「文武ヲ学ヒ」・行跡寛々・「家道	「国郡ヲササムルノ本ハ、先其身ヲ正	ほぼ『勸』本文と同文	「国郡ヲ治ル本ハ、先ヅ、身ヲ修	『勸』本文に、「短慮ナリト	『勸』評を省略して引用。「端」→「両端」に

源宣広	ヲ憐ムニ依テ、国家安平」	シ、次ニ国家ニ及フトキンハ、齊シカラスト云コトナシ。		メ、心ヲ正シ、意ヲ誠ニシ、扱国家ノ仕置順路ニ、非義ナキトキハ…」。武田勝頼の例を追加	聞ユ」が追加	
19-4 津軽越中守藤原信政	「才智発明ニシテ、文武ヲ好ミ、行跡シツカ」	「行跡正シク、生得ユタカニシテ…天命ニ則リ、君子ノ法ニ叶ヘリ…誠ニ道アル将」	才智発明というが姦智。文武を甚だ好むが、「心学ニハ非ズ」、武道も謀計。山家ヲ寵愛シ、古来の家老を退き、家中二分	『土』本文を受けての批判に加え、家老玄蕃・同将監を批判。「信政ト家老ハ君臣合体ノ悪人」という世の誹謗を記す	『勸』本文に、勤行・軍学を追加	『勸』評に、「儒学・神教」への因み、軍書・旧記等への志向、津軽将監の出来家老に関する記述を追加。
20-5 毛利綱元	「家民ヲ撫憐、家内一致シテ、能ク治マル」	「家士民間一致ニ治ルトナレハ、論スヘキニアラス、君臣合一ト云ツヘシ」	ほぼ『勸』本文と同文	ほぼ『勸』評と同文。「委細ハ前段、他ノ諸将ノ上ニテ記ス」→略。「君臣合一」→「善将」に変更	「文道武道ヲ学ヒ」仁義・礼法・歌道・軍書記録志向・馬好き	『勸』評に、「郡領ノ主トシテ」文武が必要、軍書記録・歌道は主将の慰みの第一という記述を追加
21-5 京極甲斐守源高住	生得寛然・行跡吉・「近来、兄ノ跡ヲ与奪」、心身慎み、勤候を旨	「同名丹後守高国父子ノタメ為体、一家ノ亀鑑タリ。前覆ノイマシメヲ以テ…」	『勸』本文に、「慈悲心有テ、不義ナシ」を追加。「近来」→「先年」に	『勸』評に追加。「同名丹後守高国父子ノ為体、一家ノ亀鑑タリ。但シ、此ノ将ニ文武ノ沙汰ナシ」	文武の学なし。生得寛然・行跡正・国家の政道不義なく、所行あり。「近来…」以下は、『勸』本文と同文	ほぼ『勸』評と同文。「亀鑑」→「鏡ミ、悪スナハチ善ノ奉行ノ如シ、前覆ノ誠メヲ以テ…」
24-2 田村隠岐守藤原宗長	文武少々・行跡静・「サノミ発明ト云ニハアラス」	「伯父兵部ハ発明過テ、科ヲ招ク、今隠州発明過サルハ、其身全シ、是ヲ以テ計リ知ヘシ」	『勸』本文に、「又、鈍ニモ非ズ」を追加	ほぼ『勸』評と同文。「今隠州」→「今右京大夫」に	文武少々・生得発明・行跡正、など。軍学・旧記書籍・和歌を好む	『勸』評と伯父兵部太輔宗勝の記述は一致。父宗長の記述などを追加
25-5 大村因幡守源純長	「文武ヲ不好」、礼法ヲ不背、義理正、気質短慮	「不学ノ学者」	『勸』本文に、家民哀憐の心なし、女色・遊	『勸』評に、女色に関する記述を追加	『勸』本文から、文武を少々学ぶに変更。生	文武の学びが少々有るが、『勸』同様に「不学ノ学者」

			覽を追加		得順直・旧臣等 が能く政務執 行・軍書・旧記 好みを追加	
26-5小 笠原土佐守 源貞信	文武不学・平生遊 楽ニシテ、「只衣 食ノ美ヲコノミ、 美兒小女ヲ愛セ リ」	「欲ニフケル」主将 を批判。「古今不珍、 考ヘテ知ヘシ、本書 ノ如クナラハ、改メ ラルヘキモノナリ」	ほぼ『勸』本文 と同文に、「金 銀ヲ弊シ、吾行 跡ハ改メズシ テ、家民ノ不義 ヲハ咎メ、稠シ ク政道シ、辛ク 沙汰ス」を追加	『勸』評と相違。 妙恵上人、『文 選』、『小学』など ヲ引用して、不行 跡について批判	ほぼ『勸』と同 文	ほぼ『勸』評と同文。「凡 →「万」に
27-5分 部隼人正藤 原信政	「未若将タル故、 臣等政道ヲ執行」	「臣等仕置ヲ執リ 行フトイヘトモ。順 ナリト記セハ、尤モ 吉シ」	ほぼ『勸』本文 と同文。「若将 タリシ時ヨリ、 今ニ於イテ、」 家臣ガ政道執 行	『勸』評に、「此 ノ将才智發明 …」、「人ノ臣トシ …」を追加。「今 信政ノ臣ハ、忠臣 ト云ベシ」	『勸』本文か ら、「仁義ヲ專 ラニシ、勤候不 怠ト云云」を追 加、臣の政道執 行を削除。「悪 義」→「好悪ノ 意地」に	ほぼ『勸』評と同文。「臣 等仕置ヲ執行ト雖共順也 ト記セハ、尤モ可也」も 同様
28-3織 田内記平信 久	「以前ハ内証富 シカ、今ハ不如意 ナリト聞ユ、美女 ヲ愛スト云云」	内証衰ヘタル子細 ハ夫（女色）ノミニ ハカキラス」とし て、公勤私用訪尋之 節義などを挙げる	「軍者ヲ招キ、 兵術ヲ聞フ」、 「近年勝手不 如意」の理由と して、女色・遊 楽酒宴を記す	勝手不如意の理 由を、色欲から批 判。『毛詩序ノ 疏』、越後ノ中太 を例示	ほぼ『勸』本文 と同文。「近年 不如意」も同様	ほぼ『勸』評と同文。「内 室」→「後室」に
29-6西 尾隠岐守源 忠成	文武沙汰なし・生 得順直・行跡法に 背かず・下民を憐 憫	父丹州死後の相続 について記す。伯父 主水を賞賛	ほぼ『勸』本文 と同文	父丹州死後の記 述を記さず。楠正 成を例示し、家臣 論を展開	ほぼ『勸』本文 と同文	ほぼ『勸』評と同文に、 「然ル則ンハ…」として、 伯父主水没後に国替と普 請で「自己民間共ニ困窮 セラルル事」を追加

※松平頼常は『土芥寇讎記』時の年齢が、28でなく38歳である。筆写の際の間違いと考えられる。